



滋賀文化財教室シリーズ(138)

菅浦文書

—湖北の浦に生きた人々—

京都国立博物館

資料管理研究室長 下坂 守

1. 須賀神社の「開けずの箱」

びわ湖の北端にぽっかりと浮かぶ島、竹生島。その周辺はびわ湖でもっとも深く、最高で103.6mもあるといいます。あたり湖面がどこまでも濃く青いのもこのためです。菅浦の集落はこの美しい竹生島のすぐ北にあります。

話はその菅浦の鎮守須賀神社に誰も開けたことのない「開けずの箱」と呼ばれる一つの箱が伝わっていたところから始まります。時は大正のはじめ、今から約八十年も前のことです。菅浦の「開けずの箱」のうわさで知った一人の若い歴史学者がいました。のちに京都帝国大学（現在の京都大学）の先生となった中村直勝博士です。博士はいろいろ手をつくし、ようやくこの箱を自宅を持ってきてもらうところまで漕ぎ着けます。長い間、神秘のベールに覆われていた箱だけに、蓋を開けるにはよほどの勇気がいったにちがいありません。しかし、博士は、蓋を開けました。なかには古い書付けが入っているらしいということだけは分かっていたようで、歴史家としての情熱が蓋を開けることを決心させたのでしょう。そして、そこには予想通りきわめて貴重な文書のかずかずが収められていたのでした。

須賀神社には「開けずの箱」だけでなく、ほかにも古い文書の入った箱がまだいくつか保管されていることを知った博士は早速、菅浦へと出向きます。今までこそ菅浦へは車で簡単に行くことができますが、大正の初めのことです。交通の便の悪さは今からは想像も

できないものでした。大津から汽船で竹生島まで渡り、さらに迎えの手漕ぎの舟でやっと辿り着いたといいます。博士が石油ランプのもとで数日にわたって調査した膨大な数の文書、これがのちに貴重な歴史史料として知られることとなった「菅浦文書」の発見でした。

「開けずの箱」などに大切に保管されてきた「菅浦文書」の数は千二百通以上に及びます。その多くは鎌倉時代から桃山時代にかけてのもので、もちろん時代も古いのですが、より重要な点はこれら「菅浦文書」が菅浦住人の手によって書き留められ、また保管されてきたところにあります。朝廷や幕府といった支配者ではなく、逆の支配される立場にあった一般庶民が書き残した文書がこれほどまとまって残ることは、きわめてまれだからです。「菅浦文書」は、鎌倉時代から室町時代にかけて、一般の庶民がその生活を自らの手で書き残したものとして、ひじょうに高い価値をもつといえるのです。

では「菅浦文書」をもとに、菅浦の住人が、



須賀神社

かつてこの地において、どのような生活を送っていたかを見ていくこととしましょう。

2. 浦の民・庄の民

「菅浦文書」の多くは、北の大浦庄との堺をめぐる相論に関するものによって占められています。これは決して、偶然ではありません。大浦庄との争いは、菅浦にとって実に重要な意味を持っていたからです。大浦庄との争いがなぜそれほどまでに重要であったかを見る前に、まず菅浦の人々がどのような生活をし、またどのような支配を受けていたかを簡単に見ておきましょう。

「浦」とは、湖や海などの湾曲して陸地に入り込んだ所をいいます。菅浦もびわ湖に突き出すように伸びた葛籠尾崎のすぐ北の湾局部に位置した浦ですが、この地は地図で見ればすぐわかるように回りを山と湖で囲まれ、ほとんど平野を持ちません。このため人々の生活の大半はびわ湖での漁業によって支えられていました。

ところで朝廷や神社では、平安時代以降、さまざまな地方の産物を手にいれるために、全国に供御人・神人と呼ばれる人々を組織していました。「供御」とは天皇の食事のこと、 「供御」の材料を献上するのが供御人です。また神人とはその名の通り神に奉仕する人のことで、これまた神に捧げる色々な産物を神社に献上することを義務付けられていた人々をいいます。

びわ湖の豊かな魚介類を手に入れるため、朝廷・神社は湖岸各地に彼ら供御人・神人を組織していましたが、菅浦の地にも朝廷（蔵人所）の供御人や、日吉社の神人となった人々がいました。彼らは進んで供御人や神人となっていたわけではありません。びわ湖で漁業を営むためには、朝廷・日吉社の庇護がどうしても必要であり、びわ湖で漁業権を得るために、やむなく供御人・神人となっていたのでした。そして、庄園において庄民（百姓）が領主に年貢を納めるのと同じように、菅浦



菅浦の惣門

では多くの人々が朝廷・神社に魚介類を献上していたのです。

そこには庄園の民とはあきらかに異なる浦の民としての独自の生き方があったといつよいでしょう。

ただ、菅浦の場合に複雑なのは、いっぽうで浦の民としての生活を保ちながら、そのいっぽうで庄園の民としての生活をも一部合せ持っていたことです。菅浦はほかならぬ大浦庄（おんじょうじやう）の一部でもあったのです。大浦庄は圓城寺（えんまんいん）内にあった円満院（えんまんいん）という寺院が領有していた庄園ですが、菅浦の地はもともとはその庄域に含まれていたのです。もちろん年貢を納めるのに必要な田地も、ごくわずかですが、菅浦には確かにありました。集落から山越えで北西に2～3キロ離れた日差・諸河（ひきし もろがわ）という場所です。そして、菅浦にとって庄民の証しともいえるこの山間に開けたわずかな日差・諸河が大浦庄との争いの直接の舞台となったのでした。

3. 大浦庄との争い

菅浦と大浦庄との争いは、一言でいえば、菅浦が大浦庄のうちに含まれているか、いらないかをめぐる争いでした。菅浦を自らの庄園の一部とする大浦庄と、大浦庄とは一切関係ないと主張する菅浦、この両者の争いは鎌倉時代から南北朝時代まで続いています。

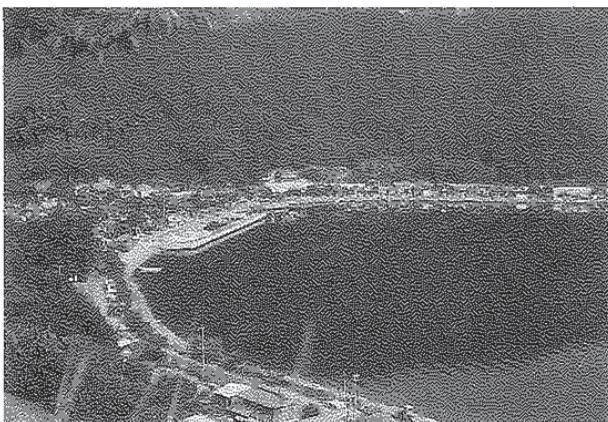
双方の言い分は当然のことながらまったく異なりますが、本来、正しかったのは大浦庄のほうだったようです。菅浦は平安時代末ま

では、まちがいなく大浦庄の一部であり、日差・諸河で取れた米は、同庄の年貢として円満院に納められていたのです。

しかし、長い裁判の結果、大浦庄の主張は退けられ、相論は菅浦の勝利をもって終わります。では、なぜ本来は大浦庄に属していた菅浦はそこからの自立を目指し、またそれに成功したのでしょうか。

浦の民と、庄の民の二つの性格を合わせもっていた菅浦でしたが、浦の民としての生活のほうがはるかに高い比重を占めていたことはすでに見た通りです。田地に縛り付けられていた庄の民とは異なり、湖を主な活動の場とした浦の民—菅浦の住人一は、より自由で広い視野を持っていました。領主一つを取り上げてみても、円満院だけを領主と仰ぐ大浦庄の住人に較べ、朝廷・日吉社などさまざまな領主を持つ菅浦の住人のほうが、複雑な支配層のありかたをよく理解していたに違いありません。彼らが領主間の微妙な力関係の間隙をぬって大浦庄から自立を目指すようになったのも、決して理由のないことではなかったのです。

とはいっても、もともと大浦庄の一部であった菅浦がそこから自立することは容易なことではありませんでした。菅浦では、大浦庄との裁判において、実に様々な手を使っています。ここではそれらのなかから、現在、一般に「菅浦絵図」の名で呼ばれている一枚の絵図を取り、菅浦がいかに巧みに自分た



菅浦の集落(遠景)

ちの言い分を正統化しようとしていたかを見てみるとこととしましょう。

4. 菅浦絵図

「菅浦絵図」は四枚の紙を縦に繋ぎ合わせた縦91.4センチ、横62.8センチの比較的小さな絵図です。その画面の上半分には大浦庄から菅浦さらには葛籠尾崎つづらおさきまでが、また下半分には竹生島が大きく描かれています。現在の地図とは異なり、縮尺は不統一で、描かれている山・木・建物なども決して現実を忠実に写したものとはいえません。しかし、これによつて、現地の様子がきわめてよく理解できるのも事実です。

さて、この絵図には、裏に乾元1年(1302)8月という日付があり、それを根拠として長い間、この年に作られたものと信じられてきました。ところがいまから十数年前、ある研究者がこの日付のおかしいことに気付いたのです。

現在、明治・大正・昭和・平成といった元号は、天皇が変わることによって代えられることとなっています。江戸時代まで元号は天皇の退位とは関係なく、さまざまな理由でしばしば代えられていました。ですから短いものでは一年も続かない元号もあったのです。事実、乾元の年号も一年も使われず、すぐに嘉元かげんという元号に代えられているのですが、問題は乾元という元号が使われることになった月日にあります。

それまでの正安しょうあんという元号に変わって、乾元という元号が使われることとなったのは、西暦でいえば1302年の11月21日のことでした。正安5年は、この日をもって乾元1年となつたわけで、当然ながら乾元元年は11月と12月だけで、それ以前の月はありえなかったことになります。

「菅浦絵図」の裏に記された日付、乾元1年8月は實際には存在しなかった日付だったのです。もちろん改元されて後に、過去の日付を書くときにはこのような書き方をするこ



菅浦絵図

ともあります。しかし菅浦絵図ではあたかも乾元1年8月にこの絵図を作ったように書いており、なんらかの意図のもとに捏造された日付であることはあきらかです。

菅浦と大浦庄の争いでは、正確な時期はわかりませんが、ある時期、現地の状況を実際に確かめるために朝廷から「官使」と呼ばれる使者がこの地にやって来ています。絵図の裏に書かれた日付は、実はその「官使」が現地の状況を絵図をもって朝廷に報告したという日と一致しているのです。むろん、「官使」のやってきたのも、乾元1年8月のことではありません。しかし、菅浦は自分たちに有利になるように「官使」の派遣されてきた日付までを作り変えてしまっていたのです。ただその時に改元の月がおかしいことまでは気が付かなかったでしょう。

いずれにしても、菅浦ではのちにこの「菅浦絵図」をあたかも「官使」の作った絵図に見せることで、大浦庄との争いを有利に導いていったのでした。「菅浦絵図」はその点で、



菅浦周辺地形図

いわゆる一種で「偽絵図」ともいえるものです。そして、菅浦住人がいかに知恵を絞って大浦庄からの自立を勝ち取ろうとしていたかをこれほどよく物語る史料はないともいえます。

鎌倉・南北朝時代といえば、武士が勢力を振い、一般の庶民は庄園制のもと、ただただ年貢を納めるために窮々としていたと考えられがちです。しかし、浦という開かれた場所に生き、庄園からの自立を必死で試みていた菅浦住人のような民がいたことを見落としてはなりません。そして、ほかならぬこのような浦の民としての独自のたくましい生き方があったことを今に伝えてくれる点においても、「菅浦文書」は庶民が残してくれた実にかけがえのない歴史史料といえるのです。

滋賀文化財教室シリーズ No.138号

発行年月日 1993年10月15日
編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
〒520-21 大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL(0775)48-9780 FAX(0775)43-1525